

達第8号

西淀川区役所課長等専決規程（平成24年達第32号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(<u>区政企画課長専決事項</u>) 第4条 <u>区政企画課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)～(3) 略] (<u>地域支援課長専決事項</u>) 第5条 [略] [削る] (<u>防災安全課長専決事項</u>) <u>第6条</u> <u>防災安全課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 <u>(1) 水難物件の保管及び引渡しに関するこ</u> <u>と</u> (窓口サービス課長専決事項) <u>第7条</u> [略] (保健福祉課長等専決事項) <u>第8条</u> 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。	(<u>政策共創課長専決事項</u>) 第4条 <u>政策共創課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 [(1)～(3) 同左] (<u>地域支援課長等専決事項</u>) 第5条 [同左] <u>2</u> 安全まちづくり担当課長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) 水難物件の保管及び引渡しに関すること [新設] (窓口サービス課長専決事項) <u>第6条</u> [同左] (保健福祉課長等専決事項) <u>第7条</u> [同左]

[(1)～(11) 略] (12) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び<u>第2項</u>に規定する事業に関すること [(13)・(14) 略] [2～4 略] <u>第9条～第11条</u> [略] （緊急時における専決） <u>第12条</u> 課長等は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第2条から<u>第10条</u>までの規定にかかわらず、機宜の処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく上司に報告しなければならない。 （課長代理等専決事項） <u>第13条</u> [略] 2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。 この場合において、前条中「第2条から<u>第10条</u>まで」とあるのは「<u>第13条</u>第1項」と読み替えるものとする。 （施行の細目） <u>第14条</u> [略]	[(1)～(11) 同左] (12) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び<u>第2項各号</u>に規定する事業に関すること [(13)・(14) 同左] [2～4 同左] <u>第8条～第10条</u> [同左] （緊急時における専決） <u>第11条</u> 課長等は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第2条から<u>第9条</u>までの規定にかかわらず、機宜の処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく上司に報告しなければならない。 （課長代理等専決事項） <u>第12条</u> [同左] 2 前2条の規定は、課長代理等に準用する。 この場合において、前条中「第2条から<u>第9条</u>まで」とあるのは「<u>第12条</u>第1項」と読み替えるものとする。 （施行の細目） <u>第13条</u> [同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

（西淀川区役所総務課）